

請負人の担保責任 管業 H25-05-2 <<#798>>**【問】 正誤をつけよ。**

管理組合法人A(以下、本問において「A」という。)は、建設会社B(以下、本問において「B」という。)との間でマンションの共用部分である1階部分の廊下の修繕工事(以下、本問において「本件工事」という。)を内容とする請負契約を締結した。本件工事に不適合があるときは、Aは、Bに対し、その不適合について、**契約の解除又は損害賠償の請求をすることはできるが、修補を請求することはできない。**

【答え】 誤り**<<ポイント>> 有償契約への準用【★基礎必須】**

この節(「売買」)の規定は、**売買以外の有償契約について準用する。**ただし、その有償契約の性質がこれを許さないときは、この限りでない。(民法 559 条)

※ 売主の担保責任(契約不適合責任) ⇒ 請負人の担保責任(契約不適合責任)

- ① 履行の追完(目的物の修補等)
- ② 報酬の減額の請求
- ③ 損害賠償の請求
- ④ 契約の解除